

発電ベンチマーク検討WGの設置について

2025年8月

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

ベンチマーク具体化に向けたWGの設置

- 2026年度より開始する排出量取引制度においては、多排出産業を中心に、業種特性を踏まえたベンチマークによる割当てを行う。
- 本年5月に成立した改正GX推進法では、事業所管大臣がベンチマーク対象分野を定めるところ、本WGでは、経済産業省が所管する事業分野のうち、発電部門のベンチマークの適用対象の特定と、割当量の算定式の具体化に向けた検討を行う。

本ワーキンググループの位置づけ

排出量取引制度小委員会

- 割当ての水準や、その他の業種横断的な事項について議論。

製造業ベンチマーク検討WG

- 製造業のベンチマークの算定式を検討。

発電ベンチマーク検討WG

- 発電部門のベンチマークの算定式を検討。

その他（他省庁所管業種）

- その他、他省庁所管業種について、各省庁において検討し、小委員会に報告。

※業種横断的に適用される割当水準の考え方等については、小委員会における議論の対象とし、WGにおいては扱わない。

本WGにおける検討の進め方

- 第1回及び第2回では、発電事業者をめぐる最近の動向の確認や、業界からのヒアリングを実施して、ベンチマーク指標の検討にあたって考慮が必要な事項を整理した上で、ベンチマーク指標及び割当量の算定式の案について議論を行う。
- なお、ヒアリング対象者の選定にあたり、事務局は、様々な立場の意見を聴取できるよう考慮する。

本日

第1回WG

- 発電ベンチマーク検討WGの設置
- 発電事業をめぐる最近の動向
- 今後の調査の実施

次回以降

(計2回程度)

- 業界からのヒアリング
- 対象範囲（対象者、対象電源、プロセスバウンダリー）
- 算定方法（混焼の扱い等）
- BM案提示

秋頃

小委員会

- BM水準の提示

秋以降

本年度最終回

- 具体的水準の提示
- とりまとめ

【参考】成長志向型カーボンプライシング構想

- カーボンプライシングと投資支援策の組み合わせにより、10年間で150兆円を超える官民GX投資を実現。

① 「GX経済移行債」を活用した先行投資支援（10年間に20兆円規模）

② カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

【化石燃料賦課金】

－ 28年度から導入

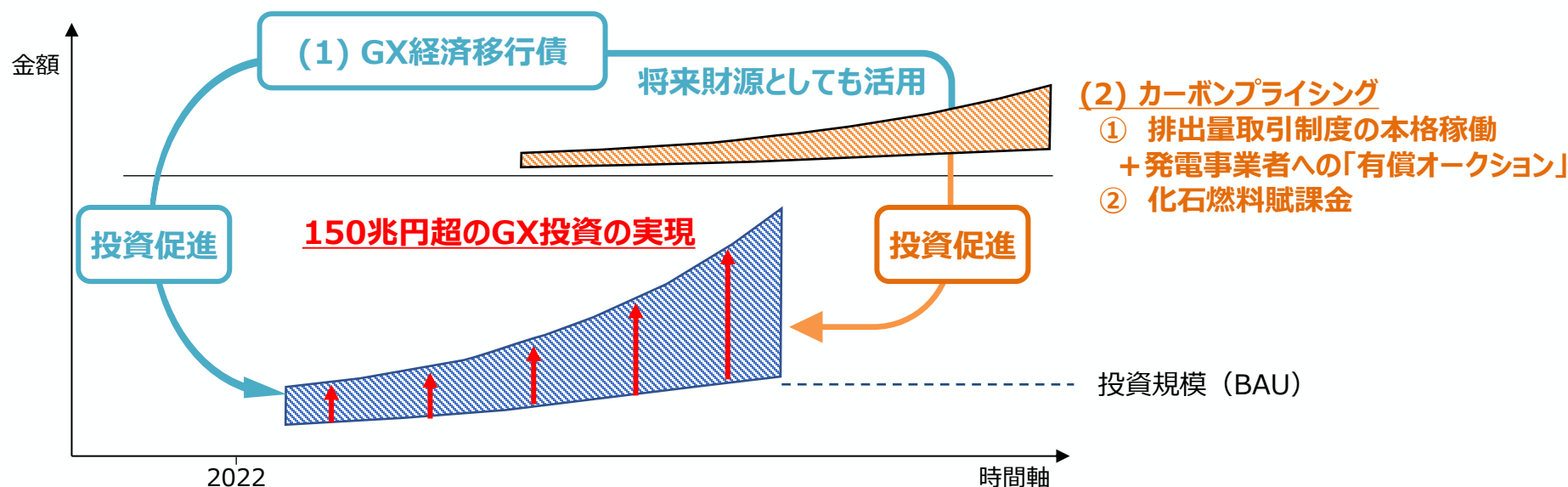
【排出量取引制度】

－ 23年度からGXリーグにおいて試行的に開始、26年度から本格稼働

－ 33年度からは発電事業者の有償オークション導入

③ 新たな金融手法の活用

－ トランジション・ファイナンスの推進、GX機構による債務保証等の金融支援 等



【参考】改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

第1回製造BMWG
(2025年7月24日)
資料3

- 本年5月に、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立。

①制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

②移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。

→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③排出枠の保有義務

①排出枠の割当ての申請

- 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
- 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。

②排出量の算定・報告

- 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③排出枠の保有

- 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

④不履行時の扱い

- 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

④価格安定化措置

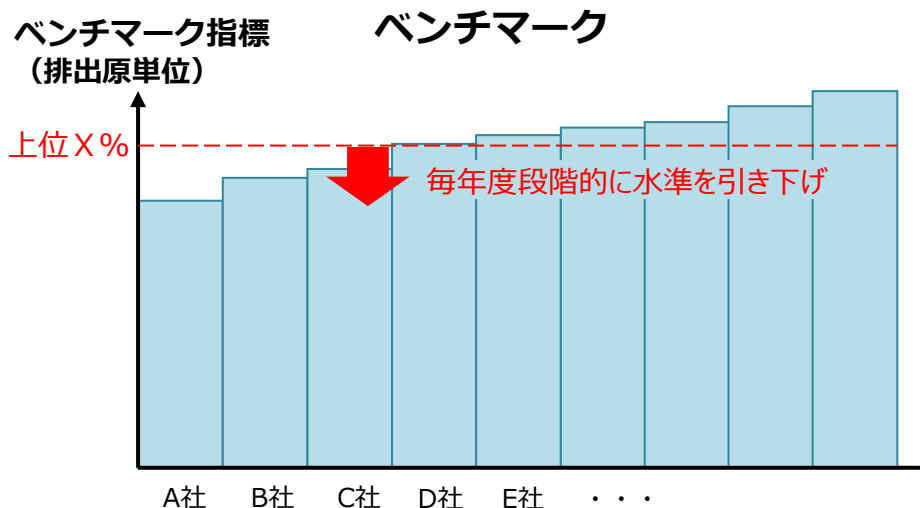
- 政府は、**排出枠の上下限価格**を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。**
- 一定期間以上、**市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。**

⑤排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、**GX推進機構が市場を設置・運営することとする。**
- 制度対象者に加え、①カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。

【参考】ベンチマークとグランドファザリング

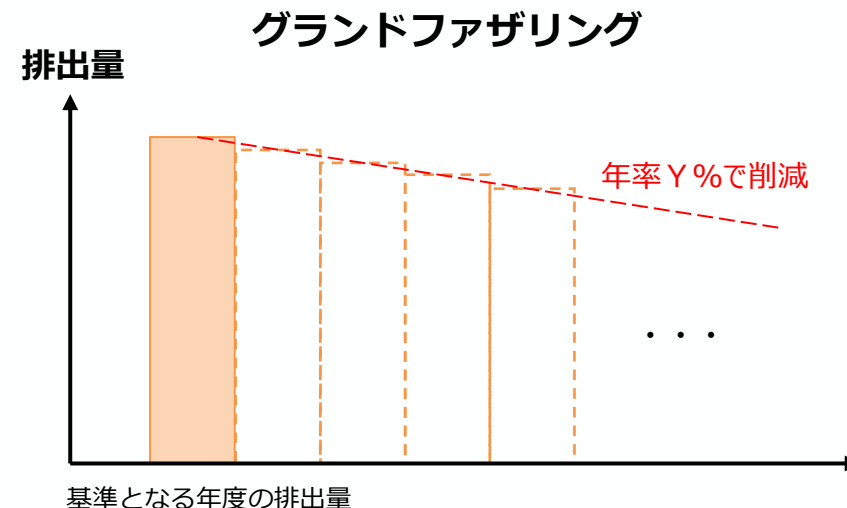
- 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を算定。
- ベンチマークの水準は、業種ごとに、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位X%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、業種ごとの代替技術の導入状況等を考慮する。
- ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式によって割当量を決定。



- 同業種内の上位X%水準(※)の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量(制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均)にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位X%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。



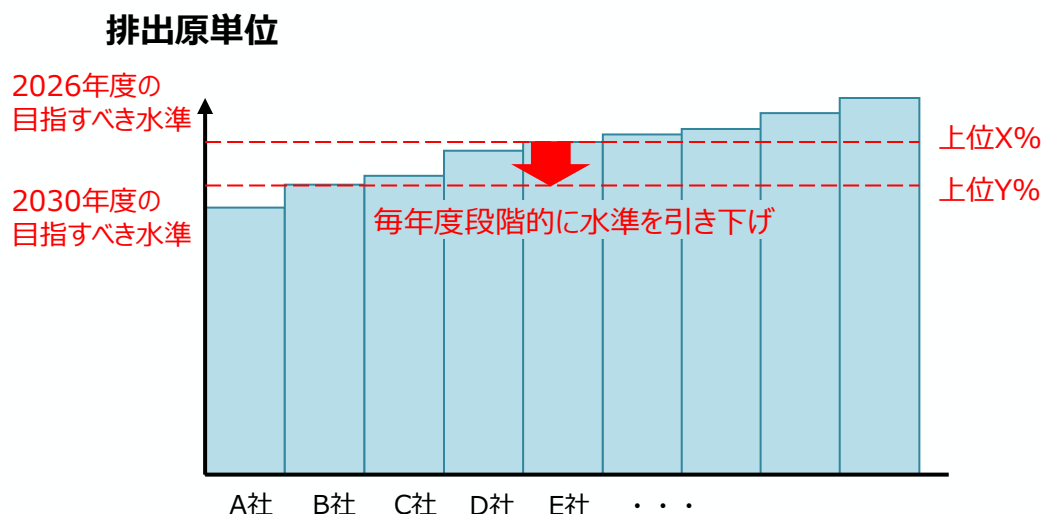
- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量(制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均)に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

【参考】ベンチマークによる割当の考え方

- 本制度では、基準活動量を制度対象となる直前の3カ年度として原則固定したうえで、これに乗じるベンチマークの水準を毎年度段階的に引き下げていくことで、ベンチマーク対象事業者に対しても、グランドファザリング同様に、排出削減に向けた着実な取組を促していく。

目指すべき排出原単位の水準



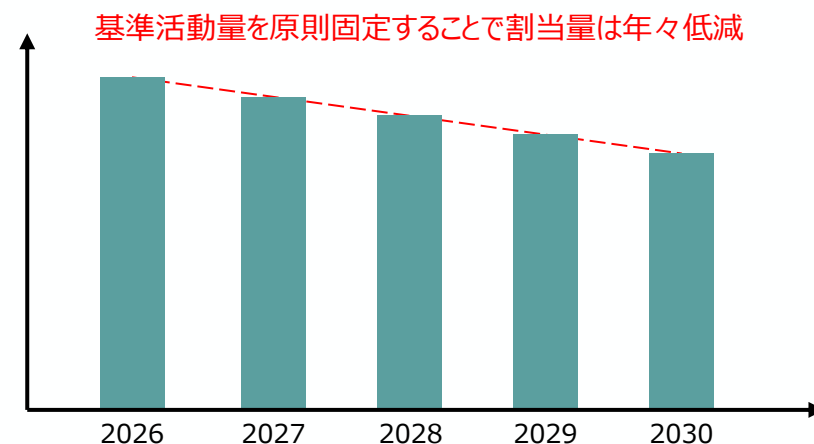
上位X%水準：2.0 t-CO₂/t、上位Y%水準：1.80t-CO₂/tとした場合の例

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
BM t-CO ₂ /t	2.0	1.95	1.90	1.85	1.80

※ 足下の各社の原単位実績に基づき、5年程度先までBM水準を設定。

割当量

割当量



基準活動量×各年度の目指すべき排出原単位 (BM)

原則、制度対象となる直前の3カ年度平均で固定

【参考】改正GX推進法 抄

(実施指針)

第三十二条 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する**脱炭素成長型投資事業者排出枠**（中略）**の割当ての実施に関する指針**（中略）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項

二 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法に関する事項

三 排出目標量（二酸化炭素の排出量の目標をいう。次条及び第三十四条第一項において同じ。）の設定及び排出実績量（二酸化炭素の排出量の実績をいう。以下同じ。）の算定に係る適正な計量の実施 その他これらの設定及び算定の方法に関する事項

四 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する次に掲げる事項

イ 重点的に投資を促進する主務省令で定める事業分野に関する事項

ロ イに定める事業分野に属する事業活動のうち、投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものとして主務省令で定める事業活動に関する事項

ハ 新たな投資に資する研究及び技術開発に関する事項

ニ 投資に係る指標、基準等の策定その他の投資環境の整備に関する事項

五 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき次に掲げる事項

イ 事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項

3 前項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、同項第四号イに定める事業分野間の均衡に配慮するとともに、**同号ロに掲げる事項を定めるに当たっては、同項第二号の二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法として原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の規模を示す指標の単位当たりの当該事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。）の改善率を用いることを考慮しなければならない。**

【参考】改正GX推進法 抄

(定義)

第二条 (略)

5 この法律において「特定事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号に規定する**発電事業者のうち、その発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。第二十七条第一項において同じ。）に係る二酸化炭素の排出量が多い者として政令で定める者**をいう。

(特定事業者負担金)

第二十七条 経済産業大臣は、**令和十五年度から**、特定事業者に対しては、**特定事業者が行う発電事業に係る第三十二条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠（以下「特定事業者排出枠」という。）を有償又は無償で割り当てる**ものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により特定事業者の有償で割り当てる特定事業者排出枠の量を定めるに当たっては、当該年度に見込まれる納付金の総額、当該年度に見込まれる次条第一項に規定する特定事業者負担金単価の水準、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、エネルギーの需給に関する施策との整合性その他の事情を勘案するものとする。

(特定事業者負担金の徴収及び納付義務)

第二十八条 経済産業大臣は、**令和十五年度から**、一定の期間ごとに、**特定事業者から**、次条第一項の入札により決定される**二酸化炭素の排出量一トン当たりについて負担すべき額**（同条において「特定事業者負担金単価」という。）に、前条第一項の規定により特定事業者の有償で割り当てる特定事業者排出枠の量を乗じて得た額を徴収する。

2 **特定事業者は、特定事業者負担金を納付しなければならない。**

3 各年度の特定事業者負担金の総額は、第一号に掲げる額を超えない範囲内（同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額以上であって第一号に掲げる額を超えない範囲内）において、中長期的なエネルギーに係る負担の抑制の必要性及び第八条第一項の規定の趣旨を勘案して定めなければならない。

一 第十四条第一号ロに掲げる額

二 第十四条第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる年数で除して得た額から同条第一号イに掲げる額を控除して得た額